

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成19年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成21年2月9日

鳥取県監査委員 山本光範
鳥取県監査委員 米田由起枝
鳥取県監査委員 伊木隆司
鳥取県監査委員 山根眞知子
鳥取県監査委員 伊藤保
鳥取県監査委員 稲田寿久

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）については、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を2,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）については、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 公の施設の管理を委託している団体（以下「指定管理者」という。）については、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、監査実施団体に出向き、関係書類、事務・事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を受けることを基本として実施した。

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象団体	監査実施団体
出資団体	37団体	28団体
補助金等交付団体	67団体	16団体
指定管理者	13団体	6団体
合 計	117団体	50団体

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理に含めている。

(4) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 やま もと みつ のり 山本光範
監査委員 よね た ゆき え 米田由起枝

監査委員	伊	木	隆	司
監査委員	山	根	真	知子
監査委員	伊	藤	保	
監査委員	稲	田	寿	久

なお、地方自治法第199条の2(監査執行上の除斥)の規定により、監査委員 米田由起枝は、学校法人湯梨浜学園及び財団法人ふるさと鳥取県定住機構について、監査委員 伊木隆司は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターについて監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の収入事務、支出事務、契約事務及び補助金等の執行に関する事務等の処理について、不適正なものがあったので、その度合いが重大なものを(2)の実施団体別の状況に指摘事項として記載するとともに、これを改善するよう該当する団体を指導することを求めた。

また、次に掲げるものを注意事項(事務処理について改善を要すると認められる事項のうち指摘に至らない比較的軽易なもの)として、別途文書により該当する団体を指導することを求めた。

ア 予算事務

予算を超えた執行その他予算事務手続の不適正

イ 収入事務

収入額の誤りその他収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支払いの遅延その他支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約書の記載内容の不備等、予定価格の未決定その他契約事務手続の不適正

オ 補助金等の執行に関する事務

実績報告書の受理の遅延等その他補助金等の執行に関する事務手続の不適正

カ 財産管理事務

物品台帳の未整備その他財産管理事務手続の不適正

キ その他

貸借対照表の記載不備等、会計帳簿の未整備その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
		出資金額	
財団法人とっとり政策総合研究センター	平成20年11月12日	出資金額	1,100,000,000円
		出資比率	92.6%
		補助金等	80,125,120円
学校法人松柏学院	平成20年11月20日	補助金等	232,114,577円
学校法人湯梨浜学園	平成20年11月20日	補助金等	58,875,439円
財団法人鳥取県市町村振興協会	平成20年11月13日	補助金等	471,601,066円
財団法人鳥取県情報センター	平成20年12月11日	出資金額	50,000円
		出資比率	50.0%
智頭急行株式会社	平成20年11月12日	出資金額	152,500,000円
		出資比率	33.9%
日ノ丸自動車株式会社	平成20年11月12日	補助金等	200,000,000円
		補助金等	161,506,579円

アジアナ航空株式会社山陰支店	平成20年11月20日	補助金等	79,817,957円
----------------	-------------	------	-------------

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下同じ。)

2 財政的援助等の概要欄の出資比率の数値は、小数点以下第2位を四捨五入している。(以下同じ。)

3 財政的援助等の概要欄の補助金等の金額は、県が平成19年度に支出している補助金、分担金、負担金、利子補給金、給付金及び交付金であって、相当の反対給付を受けないものの額及び貸付金額(平成18年度以前の貸付金の残高を含む)の合計額である。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

イ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館 ・倉吉未来中心	平成20年12月10日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	64,187,639円
		指定管理	375,402,000円
財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館	平成20年11月20日	出資金額	12,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	15,947,595円
		指定管理	86,707,000円
財団法人鳥取県国際交流財団	平成20年11月12日	出資金額	400,000,000円
		出資比率	63.4%
		補助金等	38,185,331円
財団法人とっとりコンベンションビ ューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター	平成20年11月19日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		補助金等	60,072,500円
		指定管理	121,460,000円
財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・東郷湖羽合臨海公園(引地地区 (燕趙園及びその周辺をいう。) に限る。) ・とっとり花回廊	平成20年12月3日及び 4日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		指定管理	455,151,000円
		指定管理	112,146,000円
財団法人鳥取県観光事業団・ホテル サンルート米子共同企業体 〔指定管理施設〕 ・夢みなとタワー	平成20年12月3日	指定管理	112,146,000円

注1 実施団体欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県(立・営)」の名称は省略している。(以下同じ。)

2 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する

る協定に基づいて平成19年度に支出した委託料である。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国のレストラン営業委託に係る損失補償について、支出額に誤りがあった。(財団法人鳥取県観光事業団：所管 子ども家庭課(子育て支援総室))

燕趙園棧橋設置工事請負契約外1件について、予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行っていなかった。(財団法人鳥取県観光事業団：所管 公園自然課)

夢みなとタワー展示物・映像機器点検委託業務契約について、予定価格の決定及び予定価格調書の作成を行っていなかった。(財団法人鳥取県観光事業団・ホテルサンルート米子共同企業体：所管 観光課(観光政策課))

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 〔指定管理施設〕 ・鹿野かちみ園 ・鹿野第二かちみ園 ・皆生尚寿苑 ・障害者体育センター	平成20年12月18日	補助金等	328,126,310円
		指定管理	6,400,000円
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 〔指定管理施設〕 ・福祉人材研修センター	平成20年12月18日	補助金等	171,155,262円
		指定管理	31,715,488円
社会福祉法人みのり福祉会	平成20年12月10日	補助金等	68,512,226円
社会福祉法人和貴	平成20年11月19日	補助金等	25,187,200円
学校法人あけぼの幼稚園	平成20年11月20日	補助金等	54,887,000円
学校法人東部学園	平成20年11月19日	補助金等	53,464,000円
財団法人鳥取県臓器バンク	平成20年11月19日	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.4%
		補助金等	5,866,551円
鳥取医療生活協同組合	平成20年12月17日	補助金等	502,789,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、次の指摘すべき事項があったので、該当する団体に対し今後このようなことのないよう適正な事務処理を指導されたい。

〔指摘事項〕

鳥取県立障害者体育センターのロッカーの利用料について、徴収額に誤りがあった。(社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課)

鳥取県私立幼稚園運営費補助金のうちチーム保育推進事業に係る補助金について、実績報告書の記載金額を誤り、補助金を過大に受領していた。(学校法人東部学園：所管 子ども家庭課(子育て支援総室))

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

エ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社	平成20年11月13日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成20年11月19日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	100%
財団法人鳥取県観光事業団・株式会社 チュウブ共同企業体 〔指定管理施設〕 ・東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）	平成20年12月4日	指定管理	97,489,000円
鳥取県住宅供給公社	平成20年11月20日	出資金額	4,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	1,713,737,014円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県商工会連合会	平成20年11月13日	補助金等	691,466,000円
鳥取県信用保証協会	平成20年12月19日	出資金額	2,909,867,000円
		出資比率	28.7%
		補助金等	348,790,364円
財団法人鳥取県産業振興機構	平成20年12月10日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	51.7%
		補助金等	8,558,587,319円
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター	平成20年12月4日	補助金等	953,854,560円
コカ・コーラウエスト大山プロダクツ株式会社	平成20年11月19日	補助金等	336,790,000円
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成20年11月19日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
		補助金等	13,478,117円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県農地・水・環境保全協議会	平成20年11月19日	補助金等	62,715,405円
財団法人鳥取県農業開発公社	平成20年11月12日	出資金額	1,000,000円

		出資比率	100%
		補助金等	577,382,955円
財団法人鳥取県農業担い手育成基金	平成20年11月13日	出資金額	250,000,000円
		出資比率	49.9%
		補助金等	233,902,123円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成20年11月13日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	13,264,798円
社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会	平成20年11月12日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	42.7%
		補助金等	8,641,243円
財団法人鳥取県畜産振興協会	平成20年12月11日	出資金額	60,000円
		出資比率	54.5%
		補助金等	86,398,439円
社団法人鳥取県畜産推進機構	平成20年12月19日	補助金等	28,740,050円
財団法人鳥取県造林公社	平成20年11月13日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	22,738,386,499円
株式会社オロチ	平成20年11月19日	補助金等	66,463,000円
財団法人鳥取県林業担い手育成財団	平成20年11月20日	出資金額	279,100,000円
		出資比率	39.8%
		補助金等	9,022,528円
財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	平成20年11月13日	出資金額	275,000,000円
		出資比率	45.8%
		補助金等	38,885,000円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成20年11月13日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	93.6%
		補助金等	38,885,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

キ 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県土地開発公社	平成20年11月13日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	100%
		補助金等	127,979,722円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ク 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
大山町観光協会大山観光局	平成20年11月20日	指定管理	0円

〔指定管理施設〕 ・大山駐車場			
--------------------	--	--	--

注 大山駐車場の管理運営費用は、施設利用料により賄うことになっているため、県は指定管理者に対し管理委託料を支払っていない。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

ケ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕 ・生涯学習センター県民ふれあい 会館	平成20年12月17日	出資金額	100,000円
		出資比率	100%
		指定管理	64,848,000円
鳥取県ライフル射撃協会 〔指定管理施設〕 ・ライフル射撃場	平成20年12月3日	指定管理	474,000円
財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園 ・鳥取産業体育館、鳥取屋内プー ル ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール ・武道館	平成20年12月17日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.1%
		補助金等	134,750,166円
		指定管理	515,755,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

コ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人暴力追放鳥取県民会議	平成20年11月13日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	58.3%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、指摘に至らない比較的軽易なもので注意事項としたものについては、別に文書により通知するので、該当する団体に対し適切な指導を行われたい。

第2 監査意見

1 総務部、文化観光局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部、西部総合事務所、教育委員会共通

指定管理者制度の適正な執行について（行政経営推進課（業務効率化室）、文化政策課、観光課（観光政策課）、福祉保健課、障害福祉課、長寿社会課、子ども家庭課（子育て支援総室）、公園自然課、生産振興課、県民局、家庭・地域教育課、体育保健課）

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間能力を活用することにより住民サービスの向上、管理運営

の効率化や経費節減、新たな発想による事業展開等を期待して平成17年度から鳥取県みなと温泉館で導入され、平成18年度からは30施設で実施されている。

平成18年度の指定管理者制度の導入は、初回であったため、県側、指定管理者側とも経験がなく、制度も十分に理解できていなかった面もあり、3年が経過しようとしている現在では、双方の運営の考え方に齟齬が生じたり協定書に記載されている内容が業務の実態に合っていない部分もあると思われる。

平成20年度に実施した監査では、以下のような課題が見受けられた。

(1) 施設の管理運営について

複数の指定管理施設では、利用料金の徴収や再委託等の業務が協定書及び業務仕様書の定めに基づいて適切に行われず、施設の管理運営が十分に行われていない事例が散見された。

これらの事例の多くは、委託者である県が適宜実地調査を行い、指定管理者とともに業務内容の確認をしていけば防げたと思われる。

については、指定管理の期間中一度以上は協定書等に定める業務が適切に行われているのかを実地に調査されたい。

(2) 施設の修繕について

指定管理者が管理する施設の修繕が必要となった場合、1件当たり50万円以上の修繕は県の負担で行うこととなっているところである。この場合、指定管理者と県との協議や県の内部での手続等に時間がかかることから、修繕が遅れて利用者へのサービス低下につながるおそれがある。また、施設の老朽化により大規模な修繕が必要となる場合、速やかに対応しなければ危険であったり工事期間が長くなる等利用者を与える影響も大きく、利用料収入の減少も見込まれる。

については、大規模な修繕が必要となる箇所をあらかじめ把握するとともに、急な修繕に対しては迅速に対応できるよう検討されたい。

(3) 貸付物品更新の取扱いについて

指定管理者は、施設の運営に必要な備品を県から借り受けて管理運営を行っており、通常はこれらの貸付物品の更新は県が行うこととなっている。社会福祉法人鳥取県厚生事業団が指定管理者となっている鳥取県立鹿野かちみ園、鳥取県立鹿野第二かちみ園及び鳥取県立皆生尚寿苑では、県は施設管理に係る経費を支出していないのに、協定書及び業務仕様書では指定管理者に貸付物品の更新を行わせ、かつ、更新した物品の所有権は県に帰属することとしている。

これは、他の指定管理者への貸付物品の扱いと全く異なるものであり、他の指定管理者に比べて大きな負担となっている。

については、指定管理者への貸付物品の更新の取扱いの見直しを検討されたい。

これらの3項目の課題については、指定管理者が管理している多くの施設において同様の状況があると思われる。

については、県は、指定管理者が管理している施設について、公の施設の管理運営に民間能力を活用するという制度の趣旨をふまえ、問題解決に向け指定管理者とよく意見交換を行われたい。

2 総務部、企画部共通

宝くじ制度に係る県民の理解の向上について（財政課、分権自治推進課(自治振興課)）

財団法人鳥取県市町村振興協会は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ及びオータムジャンボ宝くじ）の収益金を市町村の振興のために運用することを目的に設立された団体である。

市町村振興宝くじは、発売主体である都道府県及び指定都市が共同して宝くじを発売するために設置した全国自治宝くじ事務協議会が発売し、収益金は都道府県を經由してそれぞれの市町村振興協会に交付されている。

サマージャンボ宝くじ収益金の8割は、市町村に対する災害時の融資等に資するための基金として積み立てられ、また、オータムジャンボ宝くじの収益金は全額が県内市町村に交付され、地域の振興とまちづくりに関する事業に役立てられている。

しかし、宝くじの収益金が市町村の行政に役立てられていることが、県民に十分に理解されていないと思

われる。

また、市町村振興宝くじ以外の宝くじの収益金についても、県及び市町村の行政に約立られていることが県民に十分に理解されていないと思われる。

については、宝くじの発売主体である県は、地方財政資金の調達に寄与している宝くじ制度について、県民の理解が深まるよう一層努められたい。

3 企画部

適正な授業料減免について（青少年・文教課）

学校法人松柏学院が設置している倉吉北高等学校では、授業料の減免は倉吉北高等学校授業料減免規定（以下「減免規定」という。）により実施されているが、減免規定第2条に規定する授業料減免対象者の資格には、具体的な減免の基準が設けられていない。

このため、実際には鳥取県私立高等学校等生徒授業料減免補助金交付要綱の減免の基準を使用しているが、当校では全額免除に該当する生徒が半額免除になっている事例が見受けられた。この原因は、減免規定が不備であること及び減免の基準が生徒・保護者及び教職員に示されていないためである。

については、県は、倉吉北高等学校に対し、減免規定を改正するとともに生徒・保護者及び教職員に周知して、授業料の減免が適正に行われるよう働きかけられたい。

4 商工労働部

財務事務処理の機能強化について（産業開発課（産業振興戦略総室））

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）の出納その他の事務の改善については、鳥取県監査委員はこれまでも監査の都度、適切な指導を行うよう県に通知してきたところである。

しかし、このたびの監査の結果においても、収支計算書の誤り、キャッシュフロー計算書の未作成及び基本財産（指定正味財産）を一般正味財産へ区分する等の財務諸表の作成に係る基本的な事務処理の不適正事項をはじめとして、改善を要する事項が多く見受けられた。

機構の事務処理に誤りが多い原因としては、機構の事業規模が極めて大きく、また、多数の会計を抱えているにもかかわらず監事監査は年1回しか行われていない等、内部チェックが行き届いていないことや、事務事業が増大する一方で、非常勤職員、臨時職員及び県等からの派遣職員が多いとはいえ、経理の知識やノウハウが十分に理解されていないことが考えられる。

については、県は、機構に対し、監事による中間監査の実施や公認会計士・税理士等の専門家による財務会計の研修の実施等、財務事務処理の機能強化を図られたい。

5 西部総合事務所

大山立体駐車場の利便性の向上と管理の効率化について（県民局）

大山町観光協会大山観光局が指定管理者となっている鳥取県立大山駐車場のうち大山立体駐車場のうち大山立体駐車場は、平成元年度に供用開始されているが、立体駐車場の出入口の取付道に至る坂道は特に出口側が急な坂となっており、積雪が多いと除雪が間に合わず、車がスリップして坂道を上れない状況が見受けられた。

指定管理者は、大型除雪機による除雪の後、小型除雪機やスコップ等を用いて除雪を行い、凍結時は融雪剤を使用するなど対応に努めているが、積雪が多いときには除雪が間に合わなくて対応に苦慮している。

については、県は、大山立体駐車場の出入口の取付道に至る坂道の形状を改善する等、利用者の利便性の向上と管理の効率化が図られるよう検討されたい。